

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア 定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア と称し、英文では、Movin' Strategic Career CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 有料職業紹介業
2. 労働者派遣事業
3. 経営コンサルタント業
4. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 東京都港区 に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、32,200,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行

使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 18 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2 代表取締役は会社を代表し、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを

招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

- 第26条 取締役会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。
- 2 取締役会の議事録は、取締役会の日から10年間本店に備え置くものとする。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 30 条 当社の監査役の員数は、5 名以内とする。

（監査役の選任）

第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 33 条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 35 条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第 36 条 監査役会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 44 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金配当の基準日)

第 45 条 当社の配当の基準日は、毎年 1 2 月 3 1 日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 3 0 日とする。
- 3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 46 条 剰余金の配当が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

第 8 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 47 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の関係法令の定めるところによる。

上記は、当会社の定款に相違ありません。

令和7年6月24日

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア

代表取締役 神川貴実彦